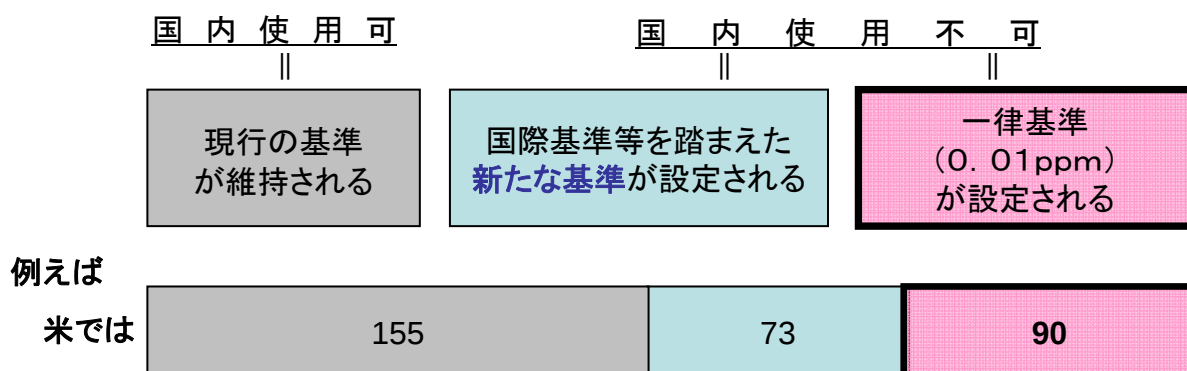


新たな残留農薬制度（ポジティブリスト制度）と農薬の適正使用

新たな残留農薬制度の下で、農薬を適正に使用するための基本は、
これまでどおり、農薬取締法の農薬使用基準を守ること

- 農薬取締法に基づいて登録されていることを確認
- 栽培中の農作物への使用が認められていることを確認
- 農薬のラベルに表示された使用方法を守る

新たな残留農薬基準

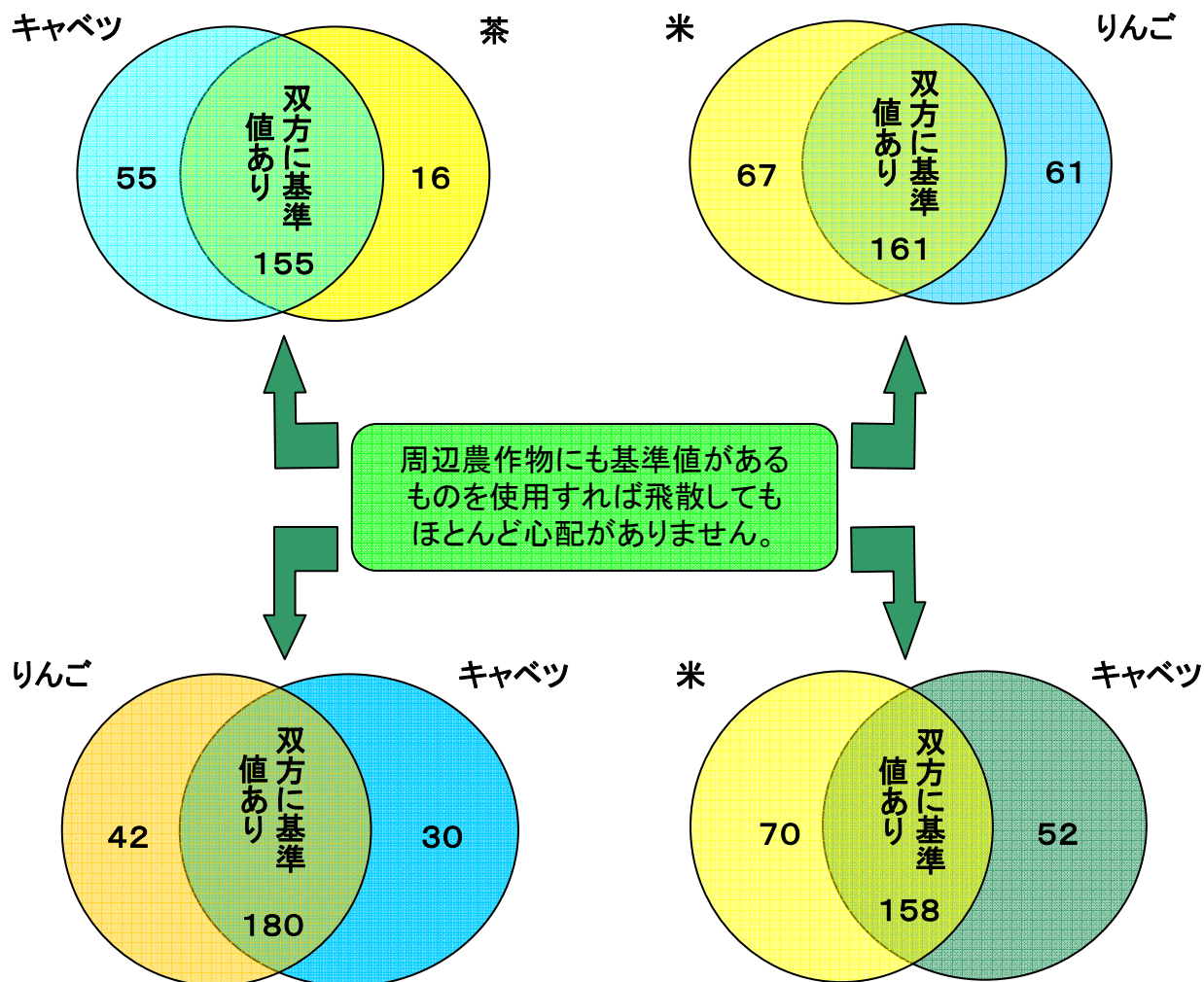


飛散（ドリフト）に注意しましょう。

○農薬使用に当たっては、

- ① できるだけ隣接する作物に共通して基準のある農薬を使用しましょう。
- ② 周辺農作物への飛散（ドリフト）の低減に心がけましょう。
- ③ 農薬の使用状況をきちんと記帳しましょう。

多くの農薬は、複数の農作物に共通して基準値が設定されています。
このような農薬を使用すれば安心です。



※ 基準値とは一律基準を除く残留農薬基準

基本はこれまでどおり、農薬の使用方をしっかり守って使用すること。そして飛散を少なくするよう心がけて散布することです。

農薬を選ぶのも、それぞれの工夫が必要だね。
JAや普及指導センターに相談しよう。



飛散の影響をできるだけ少なくするためには・・・

散布時には、

- ◎ 散布量が多くなりすぎないように気をつけましょう。
- ◎ 風の弱いときに風向きに気をつけて散布しましょう。
⇒ 風下に別の作物があるときはとくに注意しましょう。
- ◎ 散布の方向や位置に気をつけて散布しましょう。
⇒ できるだけ作物の近くから、散布したい作物だけにかかるよう心がけましょう。
- ◎ 周辺に収穫直前の農作物がある場合は特に飛散を少なくするよう心がけてください。

農薬を散布したら必ず記帳するようにしましょう。

農薬などの使用状況を適切に記帳すると、

- ◎ 農薬などの生産資材を適正に使用していることが確認でき、販売先や消費者の信頼を確保するために有効
- ◎ 万一、残留基準をオーバーした場合にも、問題のロットを特定し、残留分析を最小限におさえられる
- ◎ 収穫後、普及指導センターやJAなどと相談しつつ、次期作付け以降の改善方法の検討する上で活用

など、多くのメリットがあります。

周辺の田畑における農薬の散布状況もできるだけ記帳しておく、さらに有効です。

農薬の使用方法に迷ったら、お近くの指導機関に相談しましょう。

◎ご相談はこちらまで

〇〇普及指導センター

TEL 〇〇 〇〇

△△農協××支店

TEL 〇〇 〇〇

もっと詳しく知りたい方はこちらを参考にして下さい。

農林水産省のホームページの農薬コーナー

<http://www.maff.go.jp/nouyaku/>

「残留農薬のポジティブリスト制度とドリフト対策コーナー」

○「農薬散布するときには気をつけましょう」(パンフレット)

○「地上防除ドリフト対策マニュアル」(日本植物防疫協会作成)

○ポジティブリスト制度等に関するリンク

○GAPの取組

農林水産省のホームページのGAPの取組のコーナー

http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/gap/index.htm



本資料についての問い合わせ先

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL : 03-3502-8111(内線4500)、03-3501-3965

FAX : 03-3501-3774